

利根川



VOL.14

2002 1月号

利根川水系農業水利協議会
群馬県支部情報紙

編集・発行 利根川水系農業水利協議会群馬県支部
〒371-0837 群馬県前橋市箱田町350
027-251-4105

会員施設紹介コーナー

美野原土地改良区（四万川堰頭首工、導水幹線）



* 本頭首工は、県北西部、中之条町の北西を流れる四万川に築造され、四万川上流 *
* 部の四万温泉（山口）の下流域に位置しています。 *
* 昭和16年県営美野原開墾事業として着手され、その後、昭和22年10月より *
* 農林省直営事業に移管となるなど幾多の屈曲を経て、13年の歳月を費やし、四万 *
* 川の左岸沿いを隧道、開渠、掛樋、サイホン等数種の構造による導水幹線及び幹線 *
* 水路により、美野原台地に用水を導いています。この基幹施設は、歴史的にも古 *
* く、地域にとっては貴重な財産と言えます。 *



四万川堰頭首工



導水幹線

沼田平土地改良区（高戸谷頭首工、幹線水路）



* 本基幹施設は、県北部、利根郡内北東部を流れる片品川右岸に広がる台地の区域 *
* に用水を供給しています。白沢村、川場村、沼田市の片品川下流に位置する台地を *
* 潤す目的で、昭和28年県営片品川沿岸土地改良事業が着手されました。 *
* 県営事業により、頭首工、導水幹線、幹線水路、貯水池等が造成され、台地の広 *
* 範囲へ用水導入が可能となり、ほ場整備事業、畑地かんがい事業が実施されまし *
* た。現在、受益地598haへ農業用水として配水され、本地域の営農にとって欠 *
* かせない土地改良施設となっています。 *



幹線水路



高戸谷頭首工

水に関するQ & A

Q 水田は、どんな仕組みになっているの？

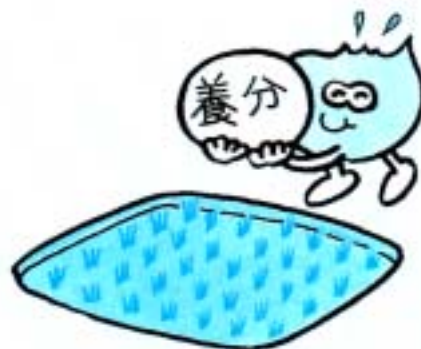
A 水田は水を張った植木鉢のようなもの。水の下には、
「さくどそう作土層」というきめ細かい土の層があり、底には「すきど鋤土層」という水を通しにくい土がある。そして、まわりには
「あぜ畦」があって、フチの役目をしている。それらによっ
て、用水路から運ばれた水をためることができる。鉢の底
の穴は暗きよといったところかな。



Q 水田は、土を豊かにするの？

A 日本の大地の土は酸性の所が多く、養分も少なく、農業に適しているとはいえない。でも、かんがい水が水田に山から溶け出す養分を運んできてくれる。

水田に水を張ってしばらくすると、微生物によって土の中の酸素が使いつくされ、土の中は酸欠の状態となる。このとき、土は酸性から中性になっていき、カビなどの有害生物も死んでしまい、豊かな土をつくるのだ。



水に関するコーナー



石づくりのアーチ（通潤橋）

かみましき

熊本県上益城郡矢部町にある「通潤橋」は、1852年から1854年にかけて作られた、石づくりのアーチ橋である。この橋は農業用水や生活用水としても使われ、国の重要文化財になっている。この橋には、水を通す管が3本通っている。当時の最高の土木技術を使ってある通潤橋の仕組みを見てみよう。

《サイフォンの利用》

水路は、川底から2.9mの所を通すので、サイフォンの仕組みを利用した。サイフォンは、水の取り入れ口を高くして、その圧力で水を出すもの。何度も実験した結果、7.6m下がって、5.9m吹き上げる形になった。

《水圧や地震に耐えられるように》

通水管は、強い水圧に耐えられるように、良質の石材を使い、真ん中を30cm角でくり抜いたブロックでできている。ブロックとブロックとのつなぎ目には、特別なしっくいを入れて固め、1本の通水管に4カ所、丸太をくり抜いた木管をはめ込み、地震対策もしてある。橋の中央には、放水口を作り、中に溜まった土や砂などを吐き出すこともできる。



用語解説コーナー



国・県営造成施設に係る水利権の譲渡

国営土地改良事業の場合

国は、従来から流水占用権を取得してきている。特別な場合に限り施設所有権と水利権の主体が異なる場合がある。通例は、施設の所有者を流水占用権者とする見方が一般的にとられているものの、施設所有者と水利権が同一主体に帰属することは河川法上の水利権の協議を行うにあたっての絶対的な条件であるとは考えられないものと解されます。

具体的な当該地区の水利権主体を考える場合、施設所有権を有する者が水利権を保有しないことについて、実体的、合理的な理由があると認められた場合は、施設所有権者を有しない者でも水利権を保有することが認められるものと考えられます。

譲渡の手続きは、河川法第34条の規定に基づき、施行規則第22条により申請し、河川管理者の承認を受けるが、あらかじめ農村振興局と協議したうえで処理することになります。

都道府県営土地改良事業の場合

事業実施中は、国営事業と同様に事業主体の知事が取得し、事業完了後に都道府県の条例等の定めるところにより、施設・土地等の財産及び水利権を受益団体である土地改良区等に**譲渡**する場合があります。

21世紀土地改良区創造運動について

1999年（H11年）、「食料・農業・農村基本法」が制定され、農業農村には新たな時代に対応した展開が求められております。また土地改良法の一部改正において、環境との調和への配慮や地域の意向を踏まえた事業計画の策定等が位置づけられることになっております。

一方、土地改良区は、農村の都市化、混住化等により著しく変貌する地域社会の中で、新たに担うべき役割を認識し、事業の計画・実施にあたり地域住民の意向を反映できるよう、地域住民、市町村等との連携を通じ、新たな土地改良区を創造することが喫緊の課題となっております。

こうした趣旨を踏まえ、全国土地改良土地改良事業団体連合会に土地改良区創造運動推進本部（全国事務責任者会議）を設置し、全国の土地改良区を対象として「21世紀土地改良区創造運動」を展開しております。

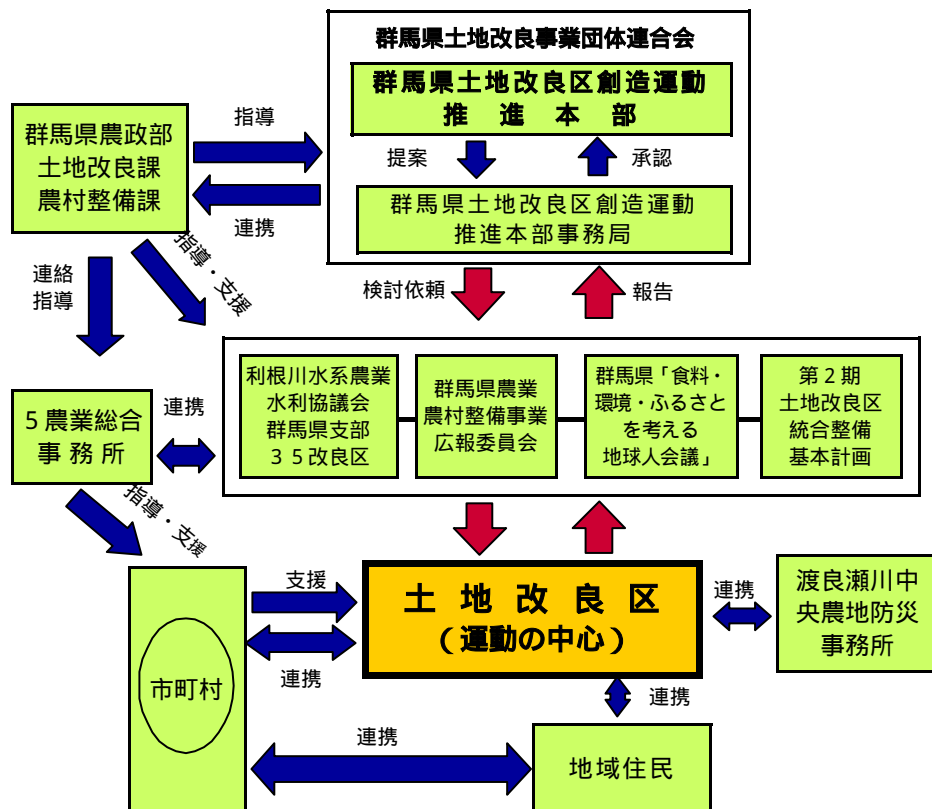
運動の目標

- ・今後地域住民から一層期待されるであろう土地改良区の役割を、土地改良区自らが、市町村、地域住民と連携しつつ、主体的かつ積極的に取り組む意識の醸成を図る。
- ・土地改良区の果たしてきた役割・機能と、これから果たしていく新たな役割・機能について、広く地域住民にアピールする。

運動の対象

土地改良区を推進母体とし、県土連、全土連及び行政機関（市町村、県、国）の関係機関が一体となって運動を展開していく。

運動展開の組織体制図（群馬県）



この運動は、全国的に展開する中で、群馬県としては上図に示すように、土地改良区を推進母体として、国・県・市町村・県土連及び関係団体の連携の基に取り組んでおります。

「21創造運動」の推進にあたり、利根川水系農業水利協議会群馬県支部会員皆様方のご協力をお願いいたします。

なお、「21創造運動」事務局（全土連）では愛称を全国的に募集しておりますので、ふるって応募して下さい。